



平成25年12月5日
港湾局総務課

徳山下松港港湾区域の変更について

標記の事案については、平成25年12月5日の運輸審議会において、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案として認定されました。

なお、港湾区域の変更に係る国土交通大臣同意については、速やかに行う予定です。

記

徳山下松港港湾区域の変更（申請者 山口県）

【連絡先】

港湾局総務課 小田・柴谷

TEL：03-5253-8111（内線46164）

03-5253-8662（直通）

FAX：03-5253-1648

申 請 事 案

申請種別	申請 年月日 受付	申請者名	申請内容	申請理由
港湾区域の変更同意	平成 25 年 10 月 30 日 平成 25 年 11 月 8 日	山口県 (徳山下松港港湾管理者)	徳山下松港港湾区域の変更 (別添図面のとおり)	<p>徳山下松港の新南陽地区においては、石炭等バルク貨物を輸送する船舶の大型化に対応した物流機能の強化及び地域産業の国際競争力の強化を図るため、平成 9 年度より「新南陽地区国際物流ターミナル整備事業」が着手され、平成 28 年度の供用に向けて現在施行中である。</p> <p>当該事業において整備される施設のうち、航路の一部については、現港湾区域外に計画されており、当該航路の浚渫範囲については、平成 26 年度に現港湾区域外へ至る見込みであることから、これを包含した区域に変更し、一体の港湾として管理運営を行うため徳山下松港港湾管理者山口県より港湾区域の変更同意申請がなされたものである。</p>

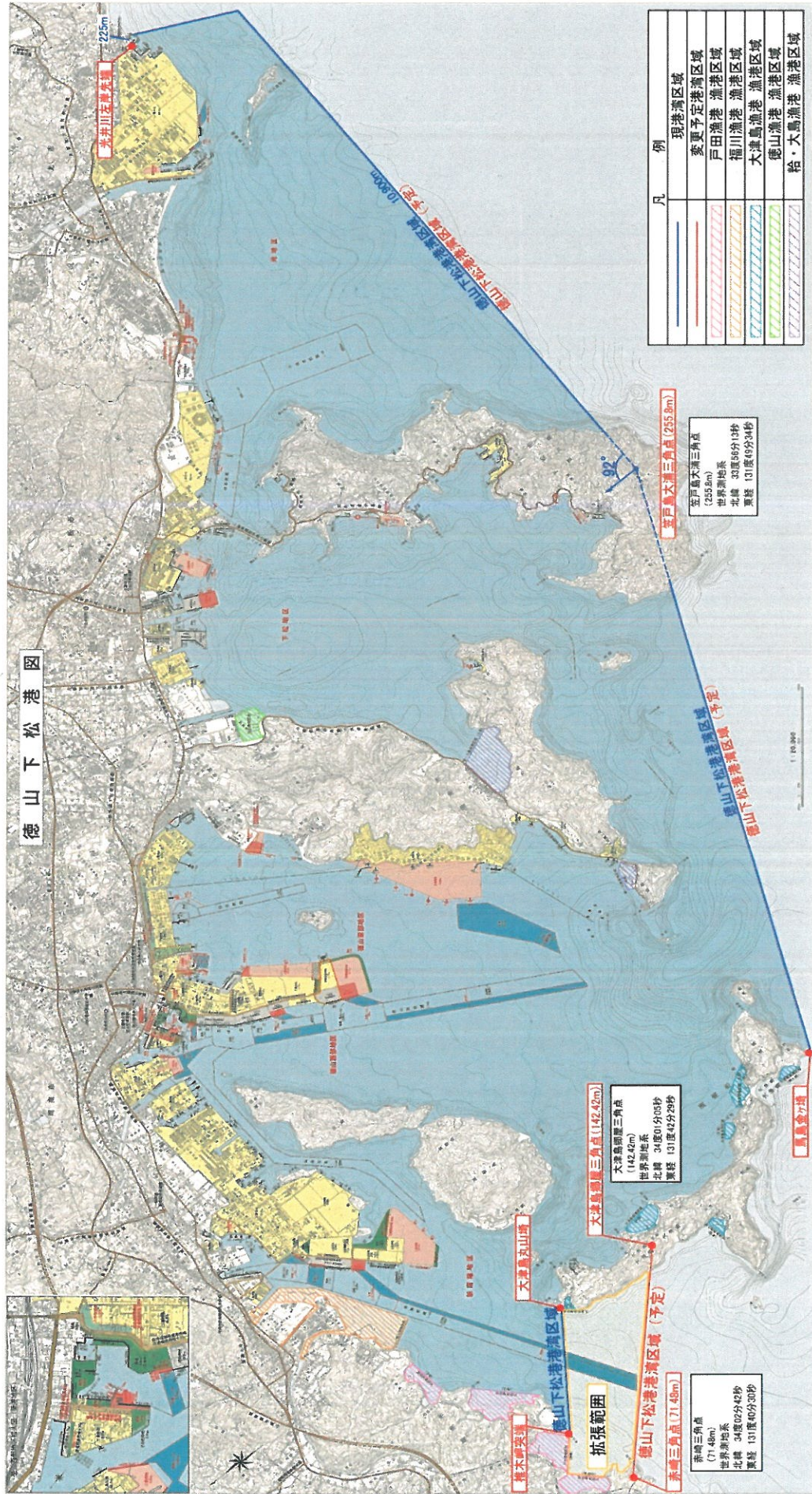
(1) 現港湾区域 (昭和 44 年 12 月 16 日山口県告示第 925 号)

椎木岬突端、大津島丸山崎、馬島金ヶ崎、笠戸島大浦三角点 (255.8 メートル)、同三角点から 92 度 10,900 メートルの地点及び光市光井川左岸先端から護岸上東に 225 メートルの地点 (北緯 33 度 56 分 48 秒、東経 131 度 57 分 19 秒) の各地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに島田川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法 (昭和 25 年法律第 137 号) に基づき指定された戸田漁港、福川漁港、大津島漁港、徳山漁港及び給大島漁港の区域を除く。

(2) 変更予定港湾区域

赤崎三角点 (71.48 メートル)、大津島郷屋三角点 (142.42 メートル)、馬島金ヶ崎、笠戸島大浦三角点 (255.8 メートル)、同三角点から 92 度 10,900 メートルの地点及び光市光井川左岸先端から護岸上東に 225 メートルの地点 (北緯 33 度 56 分 48 秒、東経 131 度 57 分 19 秒) の各地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに島田川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法 (昭和 25 年法律第 137 号) に基づき指定された戸田漁港、福川漁港、大津島漁港、徳山漁港及び給大島漁港の区域を除く。

徳山下松港湾区域変更図



● 変更予定港湾区域
 赤崎三角点 (71.48メートル)、大津島頭屋三角点 (142.42メートル)、馬島ヶ崎、笠戸島大浦三角点 (255.8メートル)、同三角点から護岸上東に225メートルの地点 (北緯33度56分48秒、東経131度57分19秒) の各地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに島田川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) に基づき指定された区域を除く。

● 現港湾区域 (昭和44年12月16日山口県告示第925号)
 椎木岬突端、大津島丸山岬、馬島ヶ崎、笠戸島大浦三角点 (255.8メートル)、同三角点から92度10.900メートルの地点及び光井川左岸先端から護岸上東に225メートルの地点 (北緯33度56分48秒、東経131度57分19秒) の各地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに島田川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) に基づき指定された戸田漁港、福川漁港、大津島漁港、徳山漁港及び給大島漁港の区域を除く。